



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *89 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *90 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)
- *91 和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")
- *92 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *93 和歌山県観光立県推進条例 (議会事務局)
- *94 和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例 (")

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自動車取得税及び自動車税について、身体障害者等に対する減免に係る事項を規則に委任するとともに、規定の整備を行いました。(第55条及び第69条関係)

2 施行期日

平成22年4月1日から施行します。

◇修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

近畿大学医学部の学生で、県内のへき地の医療機関に勤務し、又は公的医療機関等において医師の確保が困難な医療に従事しようとする者に対して貸与した修学資金について、その返還に係る債務を免除するとともに、規定の整備を行いました。(本則の表関係)

2 施行期日

平成22年4月1日から施行します。

◇和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

医療施設の耐震性を向上させ、適切な医療提供体制の維持を図るため、和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次の和歌山県立高等学校を廃止しました。(第2条関係)

和歌山県立大成高等学校

和歌山県立串本高等学校

和歌山県立古座高等学校

和歌山県立和歌山第二工業高等学校

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県観光立県推進条例

1 条例概要

県民総参加による観光振興の取組を推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会の実現、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的として、観光立県の実現のための基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本的な事項を定めました。

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

各選挙区の人口変動等に伴い、議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるとともに、規定の整備を行いました。

議員の定数

46人 → 42人

各選挙区において選挙すべき議員の数

和歌山市 16人 → 15人

橋本市 2人 → 3人

田辺市 4人 → 3人

新宮市 2人 → 1人

伊都郡 2人 → 1人

有田郡 3人 → 2人

2 施行期日

次の一般選挙から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 89 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和 25 年和歌山県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 55 条第 1 項中「第 1 号及び第 2 号に該当する場合にあってはその全額、第 3 号及び第 4 号に該当する場合にあっては身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に必要な金額に当該自動車等に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する」を「規則で定める」に改め、同項第 1 号中「掲げる」の次に「自家用の」を、「困難である身体障害者等」の次に「（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「身体障害者又は戦傷病者」を「身体障害者等のうち規則で定める者」に、「当該身体障害者又は当該戦傷病者」を「当該身体障害者等」に改め、同号

イ中「身体障害者等が」を「身体障害者等のうち規則で定める者が」に改め、同号ウ中「身体障害者等のみ」を「身体障害者等のうち規則で定める者のみ」に、「身体障害者等が」を「身体障害者等のうち規則で定める者が」に改め、同項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) 規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられた自動車のうち、身体障害者等の利用に専ら供するためのものであると認められるものの取得
- (3) 身体障害者等以外の者の利用にも供する自動車で規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられ身体障害者等の利用に供するためのものと認められるものの取得
- (4) 専ら身体障害者等が運転するための規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられたと認められる自動車の取得

第55条第 2 項及び第 3 項中「者は」の次に「、規則で定める期限までに」を加える。

第69条第 1 項中「対して」の次に「、当該納税者が軽自動車税について第 1 号に該当する自動車に係るこの項の規定による減免に類する減免を受けている場合を除き」を加え、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、減免することができる自動車税の限度額は、規則で定める額とする。

第69条第 1 項第 1 号中「掲げる」の次に「自家用の」を加え、同号ア中「身体障害者又は戦傷病者」を「身体障害者等のうち規則で定める者」に、「当該身体障害者又は当該戦傷病者」を「当該身体障害者等」に改め、同号イ中「身体障害者等が」を「身体障害者等のうち規則で定める者が」に、「その者」を「、その者」に改め、同号ウ中「身体障害者等のみ」を「身体障害者等のうち規則で定める者のみ」に、「身体障害者等が」を「身体障害者等のうち規則で定める者が」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられた自動車のうち、身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められるもの

第69条第 2 項及び第 3 項中「普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前 7 日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に」を「規則で定める期限までに」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第55条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例第69条の規定は、施行日以後に課すべき自動車税について適用し、施行日前に課すべき自動車税については、なお従前の例による。

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 90 号

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例（平成 3 年和歌山県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則の表理学療法士及び作業療法士修学資金の項中「（以下）」の次に「この項において」を加え、同表医師確保修学資金の項中「」（以下）」の次に「この項において」を、「もの（以下）」の次に「この項において」を、「除く。以下」の次に「この項において」を加え、同表地域医療医師確保修学資金の項中「公立大学法人和歌山県立医科大学」を「和歌山県立医科大学」に改め、「医療機関（以下）」の次に「この項において」を加え、「」又は「を（以下同じ。）又は」に改め、「もの（以下）」の次に「この項において」を、「含む。以下」の次に「この項において」を加え、同表に次のように加える。

地域医療確保修学資金	地域医療に従事する医師の確保及び充実を図るため、近畿大学において医学を履修する課程に在学する学生で、県内の規則で定めるべき地の医療機関（以下この項において「へき地医療機関」という。）に勤務し、又は県内の公的医療機関、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する病院のうち知事が指定するものその他知事が特に認める医療機関（以下この項において「公的医療機関等」という。）において規則で定める医業（以下この項において「特定医業」	(1) 医師免許を取得した後引き続き公的医療機関等において医業に従事した期間（研修等を受けた期間を含む。以下この項において「業務従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間（当該期間が 9 年に満たないときは、9 年とする。）に達し、かつ、当該期間の 2 分の 1 以上の期間が、へき地医療機関に勤務し、又は特定医業に従事した期間であるとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、当該事由が存続する間は、公的医療機関等において引き続き医業に従事し、又は研修等を受けることを要しないものとする。	債務の全部
		(2) 業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は医業若しくは研修等に起因する心身の故障のため、公的医療機関等において医業又は研修等を継続することができなくなったとき。	
		(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡	債務の

という。)に従事し ようとする者に対し て貸与する修学資金	その他やむを得ない理由により、貸与を 受けた修学資金を返還することが困難で あると認められるとき。	全部又 は一部
-------------------------------------	---	------------

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 1 号

和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 医療施設の耐震性を向上させ、適切な医療提供体制の維持を図るため、和歌山県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 2 号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「長原高塚400」を「長原400」に、
「和歌山県立海南高等学校
和歌山県立大成高等学校

海南市大野中651
海草郡紀美野町動木1515
を「和歌山県立海南高等学校

「海南市大野中651
」に、
「和歌山県立串本高等学校
和歌山県立串本古座高等学校
和歌山県立古座高等学校

東牟婁郡串本町串本1522
東牟婁郡串本町串本1522
東牟婁郡串本町中湊370
を「和歌山県立串本古座高等

学校
東牟婁郡串本町串本1522
」に、
「和歌山県立青陵
和歌山県立和歌

高等学校
山第二工業高等学校
和歌山市吹上五丁目 6 番 8 号
和歌山市西浜三丁目 6 番 1 号
を「和歌山県

立青陵高等学校
和歌山市吹上五丁目 6 番 8 号
」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県観光立県推進条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 1 2 月 2 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 3 号

和歌山県観光立県推進条例

日本列島本州の最南端に位置する私たちの郷土和歌山県は、陽光あふれる温暖な気候、青い海、緑豊かな山々、清らかな川などの豊かな自然や、^{しんとう}神道、^{しゅげんどう}仏教、修験道などの多様な信仰によってはぐくまれた世

界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道^{さんげいみち}」に代表される貴重な歴史や文化、さらには、懐かしさを覚える農山漁村の風景や四季折々の多彩な食材、心を癒^{いや}す温泉にも恵まれている。

万葉の時代から数多くの人々が憧れ、安らぎを求め、この地を訪れ、私たちの先人は、人々を温かくお迎えしてきた。

先人が守り、受け継いできた魅力の数々は、現在の私たちだけのものではなく、世界の人々や次の世代の人々のかけがえのない資産でもある。末永くこの魅力を守り、さらに磨き、魅力あふれる地域をつくるとともに、国内はもとより東アジア、欧米等の海外から訪れる人々を温かく迎え、心と心の交流を通じて、癒^{いや}しや楽しみ、感動を提供していくことが、この素晴らしい郷土に住む私たちの重要な役割であると同時に、私たちの誇りである。

観光は、単に観光産業だけではなく、農業、林業、漁業、製造業、サービス業等の幅広い分野にわたるすそ野の広い産業であり、その振興は、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化や雇用の増大をもたらすものである。

少子高齢化が進む一方で、関西国際空港に近接していることなどにより国内外との交流の進展が見込まれる本県においては、観光を本県経済のリーディング産業となるよう育成し、観光立県を実現させることが重要な課題である。

こうした観光立県を目指した取組が、地域の自主、自立の精神を促し、観光客と地域の人々との交流の活発化と相まって、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものである。

県民一人一人が、観光立県の意義を理解し、自然、歴史、文化等の郷土の魅力を見つめ直し、観光立県の重要な担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

私たちは、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が一体となって、県民総参加で観光立県の意義に対する理解を深め、その実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、観光立県の実現のための基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民総参加による観光振興の取組を推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会の実現、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民総参加 県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が、それぞれ主体的に、かつ、相互に連携協力しながら参加することをいう。
- (2) 観光事業者 旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 観光立県は、次に掲げる事項を基本として、県民総参加で観光振興に取り組むことにより、その

実現が図られなければならない。

- (1) 観光が農業、林業、漁業、製造業、サービス業等に幅広く波及効果をもたらす総合産業であって、本県経済において重要な役割を担うことを認識すること。
- (2) 地域における観光振興が、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び雇用の増大をもたらし、魅力ある活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものであることを認識すること。
- (3) 自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の地域の魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用し、観光客一人一人の視点に立った魅力ある観光を提供すること。
- (4) 郷土の魅力を再認識することによって郷土を愛する心をはぐくみ、自信と誇りを持って郷土の魅力を国内外に発信すること。
- (5) 観光客一人一人が、安全に、安心して、快適に観光が楽しめるようおもてなしをすること。
- (6) 地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮すること。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、第10条に定める基本方針に基づき、観光振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 県は、県民総参加による観光振興の取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第 5 条 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域の特性を生かした観光振興に関する施策を策定し、実施することができるよう市町村と連携協力するものとする。

(近隣府県等との連携協力)

第 6 条 県は、観光振興に関する広域的な施策を効果的に実施するため、近隣府県と連携協力するものとする。

- 2 県は、観光振興に関する施策の効果的な実施を図るため、大学等と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第 7 条 県民は、その一人一人が、基本理念にのっとり、観光立県の意義に対する理解を深め、地域における観光振興の取組に参画するよう努めるものとする。

- 2 県民は、その一人一人が、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第 8 条 観光事業者は、基本理念にのっとり、観光客に対し、心のこもった誠実なサービスの提供に努めるとともに、安全に、安心して、快適に観光ができる環境の提供に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第 9 条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、人材の育成及び観光客の受入れの体制の整備に取り組むよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 県の観光振興に関する施策の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、広報及び啓発を積極的に推進すること。
- (2) 郷土の自然、歴史及び文化並びに観光に関する学習及び体験の機会の提供を促進すること。
- (3) 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光の基盤の整備を促進すること。
- (4) 自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全及び活用を促進すること。
- (5) 自然、農業、林業、漁業等を活用した体験型観光その他の多様な形態の観光旅行の創出及び普及を促進すること。
- (6) 観光地の認知度の向上を図るため、観光事業者、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じた戦略的な情報発信を促進すること。
- (7) 各種大会の誘致、広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、国内はもとより東アジア、欧米等の海外からの観光客の誘致を促進すること。
- (8) おもてなしの向上を図るための研修、大学等と連携した人材の育成、伝統文化の担い手の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。
- (9) 高齢者、障害者、外国人等をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光ができる環境の整備を促進すること。

（観光振興実施行動計画）

第11条 知事は、毎年度、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための観光振興実施行動計画を定め、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 知事は、観光振興実施行動計画を定めようとするときは、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体の意見を反映させるものとする。
- 3 知事は、毎年度、観光振興実施行動計画の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

（観光週間）

第12条 県は、県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光週間を設けるものとする。

（調査及び分析）

第13条 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行うものとする。

（施策の連携）

第14条 知事は、観光振興に関する施策の実施に当たっては、観光振興に関連する法令、他の条例等に基づく施策との連携を図るものとする。

（推進体制の整備等）

第15条 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 4 号

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（昭和61年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「定数」の次に「並びに選挙区」を加える。

第 1 条中「46人」を「42人」に改める。

第 2 条中「第15条第 3 項」を「第15条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 3 条の表和歌山市の項中「16人」を「15人」に改め、同表橋本市の項中「2人」を「3人」に改め、同表田辺市の項中「4人」を「3人」に改め、同表新宮市の項及び伊都郡の項中「2人」を「1人」に改め、同表有田郡の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。